



令和8年度 保育所入所 あんない

大豊町教育委員会事務局

〒789-0392 長岡郡大豊町津家 1626

TEL 0887-72-1031

FAX 0887-72-1032

1 保育所とは

保護者の就労や病気などの理由により家庭での保育が困難な場合に、保護者に代わって保育を行い、お子さんを心身ともに健やかに育てる目的とした児童福祉施設です。

2 保育所に入所できる児童とは

保育所に入所できるのは、小学校に入学するまでの乳幼児で、お子さんと保護者が大豊町に住んでおり、次の要件を満たす場合に申込みができます。

① 就労	1か月に48時間以上就労している、又は就労予定であること。
② 妊娠・出産	妊娠中であるか又は産後間もないこと。
③ 病気・障がい等	病気若しくは負傷していること。精神若しくは障害を有していること。
④ 親族の介護・看護等	同居の親族を常時介護又は看護していること。
⑤ 災害復旧等	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること。
⑥ 求職活動	求職活動を行っていること。(起業の準備を含む。)
⑦ 就学	学校や職業訓練校に通学していること。
⑧ 虐待等	虐待やDVのおそれがあること。
⑨ 育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要なこと。
⑩ その他	上記に類する状態として町長が認める場合。

求職中の申込み

求職中の理由で認定された場合は、利用できる期間は最長3か月の期限付きとなります。採用後に「在職証明書」を提出することにより、継続して入所することができます。なお、求職活動を延長される場合は、再度「求職証明書」の提出が必要となります。

育児休業中の申込み

育児休業中は、家庭で保育ができるため、原則利用申請ができません。ただし、次の場合は利用が可能です。

- ・兄姉が入所している場合で、その後に出産し、育児休業を取得する場合
→生まれたお子さんが満1歳に達するまで
- ・育児休業の対象児童が満1歳に達する日の属する年度の次年度に、既に入所しているお子さんが小学校への就学を控えている場合（いわゆる年長組）
→就学前まで

3 支給認定申請について

保育所の利用を希望する場合には、支給認定の申請が必要となります。支給認定とは、保育所を利用する際に、その必要性を確認するための手続きです。2号または3号に認定され、日中に家庭でお子さんの保育ができない状況である方が、保育所への入所申込みができる対象となります。

(1) 支給認定の種類

支給認定の区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 〈教育標準時間〉	3～5歳	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定 〈保育標準時間/保育短時間〉	3～5歳	あり	認可保育所、認定こども園
3号認定 〈保育標準時間/保育短時間〉	0～2歳	あり	認可保育所、認定こども園

(2) 保育必要量について

保育を必要とする場合は、保育の必要性と保育必要量及び保育を必要とする期間について認定します。2号及び3号認定は、保育の必要性に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。

なお、認定された保育必要量は利用可能な最長の時間となります。認定された保育必要量にかかわらず、実際に利用できる時間帯は、それぞれの保護者の実態に応じて、施設長が保育を必要として認めた時間となります。

保育時間区分	保育時間
保育標準時間	大杉保育所 7：30～18：30
	豊永保育所 7：30～18：00
保育短時間	8：00～16：00

区分	7:30	8:00	16:00	18:30
保育標準時間			最長 11 時間	
※豊永保育所の保育時間は 18 時までの最長 10 時間 30 分 になっています。				
保育短時間		最長8時間		

(3) 保護者の状況に応じた保育必要量

保護者の状況	保育の必要量
就労しているとき (月 48 時間以上)	月 120 時間以上 保育標準時間
	月 120 時間未満 保育短時間
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	保育標準時間
病気や障害のため保育が困難なとき	保育標準時間又は保育短時間 ※保育を必要とする状況に応じて認定
病人や障害者を介護しているとき	保育標準時間又は保育短時間 ※保育を必要とする状況に応じて認定
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	保育標準時間
仕事を探しているとき	保育短時間
大学や職業訓練校、専門学校などに通っているとき	保育標準時間又は保育短時間 ※保育を必要とする状況に応じて認定
虐待や配偶者からの DV (家庭内暴力) のおそれがあるとき	保育標準時間
育児休業中のとき	保育短時間

※保育の必要量は、場合によって上記の表に当てはまらないことがあります。

4 入所申込（利用申請）について

保育所への入所を希望される方は、次の書類を提出してください。

（1）すべての世帯で必要な書類

必要な書類	提出部数
保育所入所申込書 (施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 利用申込書)	入所児童1名につき1部
児童状況調査票	入所児童1名につき1部
家庭状況調査書	世帯で1部
保育の必要性を証明する書類 ※次項（2）参照	世帯で1部（両親ともに必要）

（2）保育の必要性を証明する書類

保護者の状況 (保育を必要とする事由)	必要書類 (保育の必要性を証明する書類)	様式	記入者
外勤 内職	就労中	就労証明	勤務先
	産休・育休明け	就労証明 ※職場復帰日の記載があるもの	
自営業	自営業中心者	就労証明 + 営業の確認ができる書類の写し (営業許可書、農業経営証明書、開業届、登記事項証明書等。なければ確定申告書等でも可)	自営業 中心者
	自営業協力者	就労証明	
就労内定	就労予定証明		勤務先
求職中（起業準備を含む）	求職活動申立書		
出産	出産申立書 +母子手帳の表紙と出産日（予定日）の記入ページの写し		
病気・障害	病気・障害申立書 +診断書（様式3）、障害者手帳など病状が確認できる書類の写し	様式⑧	保護者
介護・看護	看（介）護申立書 +診断書（様式3）、障害者手帳など看（介）護対象者の病状が確認できる書類の写し		
就学等その他 (職業訓練を含む)	就学申立書 +在学証明書、学生証、職業訓練受講指示書の写し（いずれか1点）		
災害復旧等	災害復旧申立書 + 罹災証明書等		
その他	保育の必要性を証明する書類	—	—

(3) 状況により必要な書類

対象者（世帯）	必要書類	注意事項
令和7年1月2日以降に転入された方等	課税状況等の確認に必要な書類	詳細は下記（※）をご覧ください。
ひとり親世帯	戸籍謄本等ひとり親（未婚・離婚・死別等）であることが確認できる書類（写し可）	地域福祉課福祉介護班にて児童扶養手当等手続きをしている方は省略可。

（※）課税状況等の確認に必要な書類と情報の照会について

保護者のいずれかが下記に該当する場合については、個人番号（マイナンバー）による情報照会の手続きにより、以下の必要な情報を関係機関へ照会を行いますので、個人番号提供書を提出してください。

対象者	必要な情報
令和7年1月1日時点の住所が大豊町以外の方 ※令和8年4月～8月に入所希望の方	令和7年度（令和6年分） 市町村民税課税情報
令和8年1月1日時点の住所が大豊町以外の方 ※令和8年9月以降に入所希望の方	令和8年度（令和7年分） 市町村民税課税情報

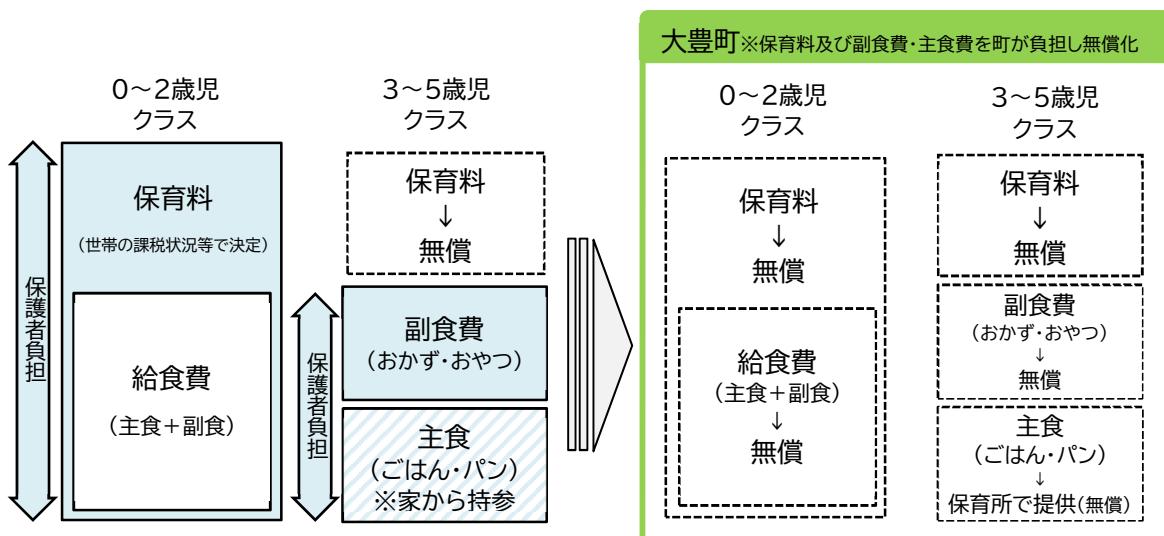
ただし、情報照会で確認ができないときは、市町村民税課税証明書（収入・控除額及びその内訳・均等割額・所得割額の全てが記載されたもの）の提出を別途依頼させていただく場合があります。



5 保育料及び副食費（おかず・おやつ代）について

本来、保育料及び副食費は、お子さんの年齢区分と、原則、父母の市町村民税の課税状況及び、市町村民税所得割額の合算を基に決定します。

令和元年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化による3歳児以上の保育料の無償化に加え、令和4年4月から町独自の政策により、3歳児クラス以上の副食費と2歳児クラス以下の保育料を町が負担し無償化しています。



課税状況等の確認について

保育料及び副食費は無償となります。調査報告等のために世帯の課税状況等を把握する必要があります。父母の市町村民税の課税状況及び、市町村民税の所得割額の合算をもとに、年度内2回（4月と9月）に分けて確認するため、「P5（3）状況によって必要な書類」の項目に当てはまる方は書類を提出していただきます。

令和7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
階層区分の決定	令和7年度(令和6年中の収入)の市町村民税額						令和8年度(令和7年中の収入)の市町村民税額					

- ※ 市町村民税が未申告の場合は課税状況等が確認できません。収入がない方であっても、原則、市町村民税の申告は必要です。
- ※ 入所後、世帯構成が変わった方等は世帯の課税状況等が更正される場合がありますので、お知らせください。
- ※ 階層区分決定の基礎となる市町村民税については、次の税額控除等は適用されません。
寄付金税額控除／外国税額控除／配当控除／配当割額・株式等譲渡所得割額控除／住宅借入金等特別税額控除

6 入所後の留意事項について

当初の申込書記載内容に変更が生じた場合は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼利用申込書に変更認定するために必要な事項に関する書類（就労状況の変化その他当該申請を行う原因となった事由を証する書類）を添えて、教育委員会事務局へ提出してください。

- ① 住所・氏名・電話番号が変わった場合
- ② 世帯状況が変わった場合
- ③ 婚姻・離婚した場合
- ④ 勤務先が決定、変更した場合
- ⑤ 仕事を辞めた、又は求職中になった場合
- ⑥ 出産される（された）場合
- ⑦ 産前・産後休暇後に、職場に復帰した場合
- ⑧ 育児（病気）休業後に、職場に復帰した場合
- ⑨ 病気になったため、仕事を辞めた場合
- ⑩ 入所児童の兄弟姉妹が、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部を退所、児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合
- ⑪ 入所児童の兄弟姉妹が、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部を退所、児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用しなくなった場合
- ⑫ 家庭状況が変わり、保育所入所の対象に該当しなくなった場合
例：仕事を辞め、就職予定がない場合
- ⑬ 世帯状況等が変更になり、日中家庭で保育できるようになった場合
- ⑭ 町外に引越しする場合
- ⑮ 育児休業の場合
- ⑯ 上記以外の場合

※変更の届出が無く、後日保育所入所の基準に該当されないことがわかった場合、その時点で保育所を退所となりますので、ご注意ください。

7 入所の解除について

次に該当する場合は、入所を解除します。

- ① 町外へ転出された場合
- ② 保育上の指示に従わない場合
- ③ 無断で長期にわたり通所しない場合
- ④ 提出書類に偽りが発覚した場合
- ⑤ 定められた時間内にお迎えをしない場合

8 退所について

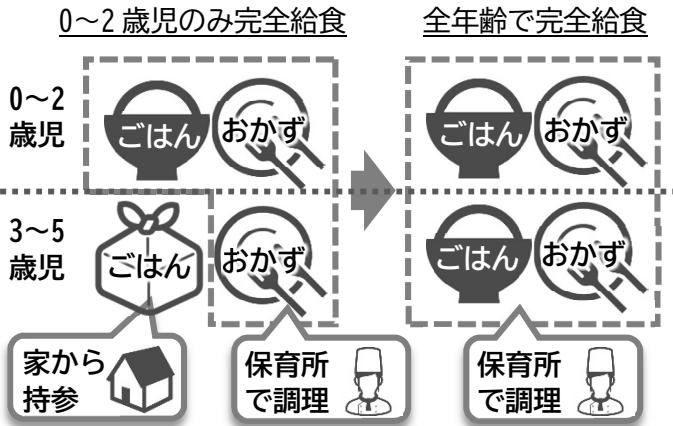
退所するときは、退所する日の5日前までに、保育所または教育委員会事務局に「退所届」を提出してください。

9 保育所での取り組みについて

▷完全給食※令和4年度から

今まで3歳児以上は主食のごはんを家から持参していましたが、保育所で提供することとし、全ての園児について完全給食を実施します。

完全給食による温かいご飯の提供は、園児の食欲増進につながっています。また、季節に応じた炊き込みごはんや主食をパスタやパンにすることで、園児が楽しく食事ができるよう工夫をしています。



▷おむつの持ち帰りなし

使用した紙おむつは、衛生上の観点からも持ち帰りはせず、保育所で処分をします。

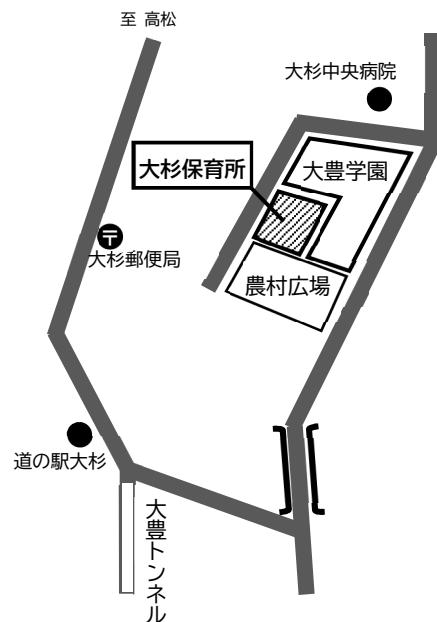
▷外部講師による運動教室

年に10回程度、5歳児を対象に外部講師による運動教室を行っています。(水泳、なわとび、マット運動、とび箱など)

«町内の保育所について»

大杉保育所

経営主体 : 大豊町
所在地 : 大豊町中村大王 1055 番地 1
電話番号 : 0887-72-0056
開設年月 : 昭和 31 年 4 月
建築年月 : 令和 3 年 8 月
保育室 : 6 室
遊戯室 : 1 室
建物の構造 : 木造
定員 : 80 人
入所できる年齢 : 9 か月から
入所人数 : 27 人 (令和 8 年 1 月現在)
所長 : 1 人
保育士 : 10 人 (令和 8 年 1 月現在)
調理員 : 4 人 (")
保育士 (会計年度職員) : 2 人 (")



環境 木目が美しい明るい園舎や周囲の豊かな自然により、のびのびと遊べる環境となっています。

子育て支援

下記のような子育て支援を行っております。

- 子育て相談 地域の子育て中の皆さまのために毎月第 2 、第 4 水曜日の午前 9 時～ 12 時の間子育て相談に応じています。
- 絵本の貸出 次のように絵本の貸し出しを行っておりますので、お気軽にご利用ください。
 - ・貸出日 月曜日～金曜日
 - ・貸出時間 午前 9 時～ 18 時
 - ・貸出冊数 5 冊まで
 - ・貸出方法 保育所の貸出ノートに記入してください。
- 園庭の開放 月曜日・水曜日・金曜日の午前 9 時～ 12 時まで、園庭を開放しています。ご自由にご利用ください。
※保護者同伴をお願いします。

○ 大杉保育所の保育方針

- ・ 養護の行き届いたくつろいだ雰囲気のなかで、子どもの様々な欲求を満たしながら生命の保持及び情緒の安定を図ります。
- ・ 環境を通して年齢にあったきめ細かな保育を行い、自己を十分に發揮し活動できるよう援助し、生涯にわたる人間形成の基礎を培います。
- ・ 自然のなかで遊び、豊かな感性や、仲間遊びのなかで優しい心を育て、健康でしなやかな身体づくりをします。
- ・ 家庭や地域、大豊学園と連携を密にして保育活動を展開することを目指します。

○ 望ましい子どもの姿

- ・ 戸外で元気いっぱい遊べる子ども
- ・ 感性豊かで優しい子ども
- ・ 考えて行動できる子ども
- ・ 人の話がよく聞け、自分の思いを言葉で表現できる子ども
- ・ 友達との遊びが楽しいと思う子ども

○ 保育所での一日

時間	0・1・2歳児	3・4・5歳児
7:30	登所	
	遊び 排泄	遊び
9:00	おやつ	自由
	遊び	年齢別
11:00	昼食	昼食準備
	排泄	昼食 後片付け
12:00	昼寝準備	休息 遊び
12:30	排泄	昼寝準備
13:00	昼寝	昼寝
15:00	目覚め	目覚め 着替え
	排泄	おやつ準備
	着替え	
		おやつ
		降所準備
16:00		降所（短時間認定児童）
18:30	順次降所（標準時間認定児童）	



○ 年間行事（予定）

4月	入園式、内科健診、家庭訪問
5月	歯科健診
7月	七夕まつり、プール開き 夕涼み会
9月	祖父母参観日
10月	運動会、遠足、内科健診 歯科健診
11月	園外保育、交通安全教室
12月	生活発表会
2月	豆まき、交通安全教室 一日入学（年長児）
3月	ひなまつり、お別れ会、卒園式

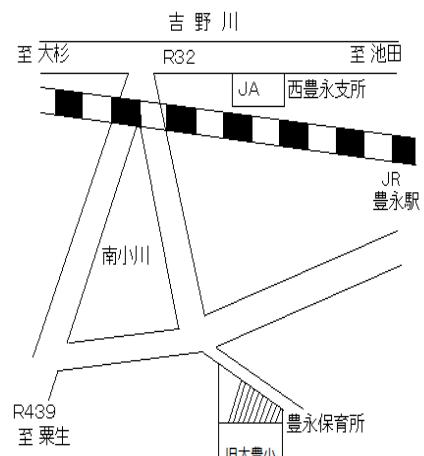
* その他、毎月一回の誕生会、町内保育所交流会、保育参観、身体測定、歯磨き指導、もちつき、芋掘り、お弁当の日、避難訓練、英語であそぼうなどがあります。

★ ならし保育について

保育所に入所しますと、園での生活やお友達に馴れるまで、一週間程度「ならし保育」（午前中で降所）をお願いしています。
ご協力をよろしくお願いします。

豊永保育所

経 営 主 体 : 大豊町社会福祉協議会
 所 在 地 : 大豊町東土居 237 番地 4
 電 話 番 号 : 0887-75-0123
 開 設 年 月 : 昭和 40 年 4 月 (認可)
 改 築 年 月 : 昭和 55 年 3 月
 保 育 室 : 3 室
 遊 戲 室 : 1 室
 建 物 の 構 造 : 鉄筋コンクリート 2 階建
 定 員 : 20 人
 入 所 で き る 年 齢 : 満 1 歳 か ら
 入 所 人 数 : 14 人 (令和 8 年 1 月 現在)
 所 長 : 1 人 (")
 保 育 士 : 4 人 (")
 調 理 員 : 1 人 (")



環 境 . . . 東土居の町の中にあり、近くに清流南小川と吉野川が流れ、豊かな自然の恵みをうけ、高齢者や地域の方々と楽ししくふれあい、愛されて健やかに育つ環境です。

○保育所での一日

時 間	1・2歳児	3・4・5歳児
7:30	登 所 自由あそび	
9:00	おやつ 自由あそび	設定保育 自由あそび
11:00	昼 食	昼食準備 昼 食
12:00	昼寝準備 昼 睡	昼寝準備
13:00		昼 睡
15:00	めざめ、おやつ 降所準備	
16:00	降所 (短時間認定児童)	
18:00	順次降所 (標準時間認定)	



©fumira

○ 豊永保育所の保育方針

児童福祉の理念に基づき、安全で明るく楽しい環境の中で他人の立場を理解し助け合いの出来る心を育て、何事に対してもくじけない気力とねばり強さを養い、努力する態度を身につけ、養護と教育が一体となった豊かな人間形成につとめます。

○ 保育目標

- ・ 健康で基本的生活習慣の身についた子ども
- ・ 正しく、強く、意欲的な子ども
- ・ 自主協調などの社会的態度を身につけた子ども
- ・ 安定した豊かな情緒を持った子ども
- ・ 物事に感謝し、親切のできる子ども

★ ならし保育について

保育所に入所しますと、園での生活やお友達に馴れるまで、一週間程度「ならし保育」（午前中で降所）をお願いしています。ご協力をよろしくお願ひします。

○ 年間行事（予定）

4月	入園式及び保護者会 内科健康診断①
5月	開園記念日 歯科健診 お花まつり 親子遠足
6月	歯科栄養指導 尿検査 芋のうえつけ 父親参観日 通報避難誘導消火総合訓練①
7月	七夕祭り プール開き 親子お楽しみ会
8月	プール遊び 交通安全教室 プールじまい
9月	祖父母参観世代交流お楽しみ会 秋の交通安全運動に参加
10月	なかよし運動会 園外保育 内科健康診断② 芋ほり
11月	通報避難誘導総合訓練② おやつ作り 幼児ひよこクラブ交通安全教室
12月	クリスマス生活発表会 高齢者交流会（豊寿会） 高齢者に年賀状発送 デイサービス利用者との交流会
1月	もちつき
2月	豆まき 交通安全教室 一日入学（年長児） 卒園記念 写真撮影
3月	ひな祭り お別れ会 卒園式
毎月	お弁当の日 身体測定 歯の衛生指導 避難訓練 お誕生会 交通安全指導（1日、10日、20日、第2・第4月曜日） 英語であそぼう
その他	親子読書（土、日曜日） 子育てに関する電話相談等 独居老人宅訪問 町内保育所交流会

